

平成20年度財政援助団体監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の対象団体

橋本市社会福祉協議会

3 市補助金 58,412,078 円 (平成19年度決算から)

(内訳)

補助金名	補助金額	所管部課
橋本市社会福祉協議会補助金	57,424,078 円	健康福祉部福祉課
橋本市心配ごと相談所開設補助金	110,000 円	健康福祉部福祉課
ボランティアセンター活動事業補助金	878,000 円	総務部市民安全課

4 監査の期間

平成21年1月20日から平成21年2月23日まで

5 監査の方法

所管課から提出された監査資料を基に事前調査し、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取る等の方法により実施した。また監査対象団体に出向き、提出された資料に基づき関係者からの説明を聞き取る等の方法により実施した。平成19年度を対象とし、一部20年度も調査した。

6 監査の結果

監査対象ごとの監査結果は、次のとおりである。

(健康福祉部福祉課)

補助金の支出等にあたっては、おおむね適正に執行されているものと認められた。ただし指摘事項とした事項は以下のとおりである。

その他監査を執行する中で改善、検討を要する事項については、その旨指示した。今後も事業を適正かつ効率的に執行しているかなど指導監督を適切に行うよう望むものである。

人件費以外の経費について、明細書等の確認が怠っていたため、本所分が支所分かが不明瞭な点があった。今後実際の明細書等を確認し、より良い管理がなされるよう努められたい。

橋本市の著しい財政状況の悪化から、補助金の交付額が妥当であるか事務の効率化も含め厳しい検討を望むものである。

補助金等交付規則に基づく書類の添付が一部欠落していた。今後事務規則にのっとり適正な事務処理に努められたい。

（総務部市民安全課）

特に指摘すべき事項はなかった。その他監査を執行する中で改善、検討を要する事項についてはその旨指示した。

今後一層市民協働の推進に取り組み、補助金の有効なあり方を指導検討されたい。

（社会福祉協議会）

補助対象経費もおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に不適切な事務処理が見られた。

指摘事項とした事項は以下のとおりである。

その他監査を執行する中で改善、検討を要する事項についてはその旨指示した。

今後も市と社会福祉協議会との役割分担を明確にし、効率的な運営に努めるとともに地域社会福祉の推進に努められたい。

市民安全課から補助金を受けている「ボランティアセンター活動補助金」の消耗品費が収支決算書の額と決算報告書の額が一致していない。試算表に基づき今後、正確な事務の執行に取り組みられたい。

福祉課から補助金を受けている「心配ごと相談所開設補助金」について当初予算の額と補助金等交付決定通知書の額が一致していない。

補正予算を計上し速やかに修正するよう図られたい。（20年度予算）